

【アイシック健身塾 会員規約】

第1条(適用対象)

この会員規約は、株式会社ライフコムが提供する認知動作型トレーニングシステムを取り入れた会員制施設「アイシック健身塾(以下「本塾」という)」の利用に関して適用されるものとします。

第2条(目的)

本塾は、認知動作型トレーニング及びコアストレッチ・エクササイズを実施する事により、会員の心身の健康維持・増進および競技能力の向上を図ることを目的とします。

第3条(入会資格)

1. 本塾に入会できる方は、原則として小学生以上の方で、本塾の運営趣旨に同意し、会員規約を承認した方とします。
2. 塾の円滑な運営と会員のトレーニングに支障を来たす等、本塾が不相当と認めた方、会員規約に同意できない方の入会をお断りします。また、これらの事象が判明した時点で退会を通告し、会員資格を即時無効とした上で、速やかに会員証を返却して頂きます。
3. 本塾に入会される方で、健康状態に異常、もしくは支障のある方は、予め申し出なければなりません。医師からトレーニングなど運動全般を禁止されている方は入会出来ません。また、疾病・ケガの程度によって入会を制限させて頂く場合があります。

第4条(入会手続き)

本塾に入会される方は所定の入会手続きを行い、本塾の承認後トレーニング開始前に、本塾の定める登録料、月額利用料金、年間利用料金、傷害保険料を納入頂きます。尚、入会者が18歳未満の場合(入会が可能なのは原則として小学生以上)は、入会申込書の保護者欄に親権者の記名押印が必要です。また、入会者が未成年の場合は確認書の親権者氏名欄に親権者の記名押印が必要です。この際、親権者は本規約に基づく責任を入会者本人と連帯して負担して頂きます。

第5条(除名)

本塾は、会員が次の各号のひとつに該当すると認められた場合は、その会員資格を一時停止または除名する事が出来ます。

1. 本塾の施設・設備を故意に破損した場合
2. 本規約 その他、本塾が定める規則に違反した場合
3. 本塾の名誉を毀損し、または秩序を乱した場合
4. 本塾やその従業員の悪評を流している事が発覚した場合
5. 他の会員やその所有物に故意に危害、損傷を加えた場合
6. 法定伝染病等、他の会員に影響を及ぼす病気、傷害などにかかった場合

第6条(会員資格の喪失)

会員は退会、除名、死亡した時、及び第12条に定める休会届が提出されておらず、本塾の御利用が1年以上ない場合は、自動的に会員資格を失いますので、御了承下さい。

第7条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、その会員資格を他者に譲渡する事は出来ません。

第8条(会員証)

本塾は会員に対して会員証を交付致します。会員は施設利用時、会員証を受付に提出して下さい。会員証を紛失された場合は、再発行を致します。その際、会員証の再発行手数料1,000円(別途消費税)を頂きます。

第9条(会費等の支払い)

本塾の定める登録料、月額利用料金、年間利用料金、傷害保険料の支払いは全て前払いとし、所定の方法で翌月分の利用料金を前月最終日までに支払わなければなりません。期限を過ぎた場合、現金にてお支払い頂きますので予め御了承下さい。一旦納入した登録料、月額利用料金、年間利用料金、傷害保険料などは返還致しません。

※支払いが口座振替の場合は、本塾所定の書面にて休会及び退会の申し出が無い限り、口座振替を継続させて頂きます。

第10条(面談)

本塾は、お客様に合ったトレーニングコース及びメニューの御案内をさせていただきます。その上で、会員はご自身に合ったトレーニングコースを決めて頂きます。料金体系と支払方法は別紙の通りです。

第11条(施設利用)

会員は、本塾の利用にあたって次の事項について遵守するものとします。

1. 本塾は特殊な機械を使った、準パーソナルトレーニングを行う為、トレーニング人数に制限があります。必ず事前予約の上、御利用下さい。
2. 利用予約は電話、インターネット、塾で受付ます。当日予約も受付ますが、都合によりお断りする事も御座いますので予め御了承下さい。
3. 予約をキャンセルされる場合は、必ず事前に御連絡下さい。
4. 連絡なしにトレーニングに来られなかった場合、トレーニング回数として利用されたものとします。
5. 御利用に際しては、トレーニング上および安全上、インストラクターが会員の身体に触れる事があることを予め御了承下さい。
6. 月額会員、年間会員の御利用に際して、万一 規定回数に満たなかった場合には、原則として翌月への回数繰越はございません。
7. 現金及び貴重品などは車内に放置しないで下さい。
8. 車を離れる際にはエンジンを必ずお切り下さい。
9. 当駐車場における車両事故、人身事故及び盗難などについては一切その責任を負いかねますので、十分なご注意と事故防止に御協力をお願い致します。

第12条(休会)

休会をされる場合は、休会を希望される月の前月10日までに本塾所定の休会届を御提出して頂きます。承諾を受ける事により所定月から休会する事が出来ます。休会届を提出・承諾された会員が利用を再開する場合は本塾にその旨を伝え、再開して頂けます。また、本塾の御利用が1年以上無い場合は、自動的に退会になりますので、御了承下さい。

第13条(退会)

会員は、退会希望日の前月10日までに本塾所定の退会届を提出して頂きます。また、本塾の御利用が1年以上無い場合は、自動的に退会になりますので、御了承下さい。

第14条(休館日)

本塾は、原則として別紙に記載する日を休館日とします。また、休館日の他、施設の補修整備・その他やむを得ない事由が発生した場合、休館する事があります。

第15条(会員の遵守事項)

会員は次の事項について遵守・責任を負うものとします。

1. 会員はインストラクターの指示に従い、トレーニングを含む施設利用を行う事とします。
2. 会員は常に自己の健康管理に留意し、本塾の会員及びインストラクターなどに影響を及ぼす可能性のある伝染性の疾病について社会的に責任のある行動を心がけて下さい。
3. 会員が施設利用中に生じた紛失・盗難等の事故について本塾では一切責任を負いません。
4. 会員が施設利用中に生じた故意または過失によるケガについて、本塾では一切責任を負わない事とします。但し、会員が加入するスポーツ傷害保険で定める範囲内においては、その限りではありません。スポーツ傷害保険については、別紙の「スポーツ傷害保険の御案内」を御参照下さい。
5. 会員が施設の什器・備品を故意または過失により破損・紛失した場合は、修理・復旧に関わる費用の一切を会員またはその親権者が負担するものとします。
6. 会員は常にトレーニングを行うに適した服装、運動靴(室内用)、タオルを用意する事とします。

第16条(個人情報保護規定)

本塾は、個人情報の保護に関する法律に従い、会員情報の全てについてその情報の漏洩・流出を防止する対策を講じます。

第17条(届け事項)

会員は、住所または連絡先など、入会申込書の記入事項に変更のあった場合は、速やかに本塾所定の書面にて届け出るものとします。

第18条(諸費用の改定)

本塾は本規約に基づき会員が負担すべき諸費用を社会情勢の変動に応じて改定する事が出来ます。

第19条(その他)

本規約に定めていない事項および業務執行上、必要な細則は本塾が定めるもの
とします。

第20条(改定)

本規約の改定および変更は、本塾の定めるところによるものとし、その効力は全ての
会員に適用されるものとします。規約に実質的な変更があった場合、本塾内に掲示
します。

制定

2012年 8月 20日

改正

2014年 4月 1日